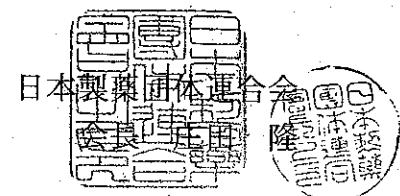


写

別添

日薬連発第589号
平成23年9月14日

厚生労働省医薬食品局
監視指導・麻薬対策課
課長 中井川 誠 殿



「医薬品適応外使用に係る学術情報提供の指針作成について（依頼）」
(薬食監麻発 1008 第4号、平成22年10月8日付監視指導・麻薬対策課長通知)
に対する日本製薬団体連合会の検討及び最終答申総括報告書について

日頃より当連合会の活動にご支援賜り厚く御礼申し上げます。

医薬品業界は、国民の福祉と医療の向上に貢献し、健康で質の高い生活の実現に寄与するという使命の下、研究開発から製造販売後まで一貫した安全対策の推進を目標に、医療機関等に対し適正使用に供する情報提供に鋭意取り組みを行っています。

今般、厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長より、「医薬品適応外使用に係る学術情報提供の指針作成について（依頼）」(薬食監麻発 1008 第4号、平成22年10月8日付監視指導・麻薬対策課長通知)を受け、“今後の製薬企業から医療機関に適切で質の高い適応外使用情報を提供する際の骨子”として活用される指針作成に関して、平成22年11月より平成23年8月まで、日本製薬団体連合会加盟の関係6団体*等と協同して検討を行い、報告書をまとめましたので、別添のとおり報告します。

報告書の趣旨、内容をご理解の上、よろしくお願ひ申し上げます。

*関係6団体とは、日本製薬工業協会、日本ワクチン産業協会（旧細菌製剤協会）、日本血液製剤協会、日本漢方生薬製剤協会、日本ジェネリック製薬協会及び日本製薬団体連合会を言う。

別紙

「医薬品適応外使用に係る学術情報提供の指針作成について（依頼）」

(薬食監麻発 1008 第 4 号、平成 22 年 10 月 8 日付監視指導・麻薬対策課長通知)
に対する日本製薬団体連合会の検討及び最終答申総括報告書

日本製薬団体連合会は、厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長より、「医薬品適応外使用に係る学術情報提供の指針作成について（依頼）」(薬食監麻発 1008 第 4 号、平成 22 年 10 月 8 日付監視指導・麻薬対策課長通知) を受け、“今後の製薬企業から医療機関に適切で質の高い適応外使用情報を提供する際の骨子”として活用される指針作成に関して、平成 22 年 11 月より平成 23 年 8 月まで、日本製薬団体連合会加盟の関係 6 団体*等と協同して、プロジェクトを組んで検討を行いました。その結果は以下の通りです。

*関係 6 団体とは、日本製薬工業協会、日本ワクチン産業協会（旧細菌製剤協会）、日本血液製剤協会、日本漢方生薬製剤協会、日本ジェネリック製薬協会及び日本製薬団体連合会を言う。

日本製薬団体連合会
適応外使用薬の情報提供検討プロジェクト
2011 年 9 月

目 次

I.	はじめに	2
	医薬品の適応外使用に係る情報提供の基本的考え方（全体像）	4
II.	医薬品適応外使用に係る情報提供に関する基本的考え方	5
1)	加盟団体企業は、不適切なプロモーションに起因する医薬品による重大な被害拡大を再び起こさないと決意し、高い倫理観をもち日々自己規律を遵守した行動を行うことを宣誓する。	5
2)	医薬品の情報提供に関する整理	6
3)	医薬品の適応外使用の実質的な宣伝行為として指摘された不適切なプロモーションに対する具体的対応策について	9
4)	製薬企業が医療機関に適応外使用情報を提供する学術資料に関する考え方	12
5)	「医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬検討会議」にて検討された、公知申請事前評価済で保険償還が通知された医薬品の適応外使用学術情報提供についての考え方	15
6)	上記以外で付記すべき留意・確認事項	16
III.	まとめ	18
(添付資料①)	リーフレット案	20
(添付資料②)	安全性に係る情報の記載例	23
(参考)	「米国での適応外使用の現状ならびに情報提供に関する FDA の製薬産業へのガイダンス」和訳抜粋	25
資料		26

資料：薬食監麻発 1008 第 4 号（平成 22 年 10 月 8 日）監麻課長通知

資料：薬害再発防止のための医薬品行政等の見直しについて（最終提言）

（平成 22 年 4 月 28 日 薬害肝炎事件の検証及び再発防止のための医薬品行政のあり方検討委員会）

第 4 薬害再発防止のための医薬品行政等の見直し

（8）製薬企業に求められる基本精神等

（4）（5）適正な情報提供及び広告による医薬品の適正使用

資料：内閣府行政刷新会議「規制・制度改革に関する分科会一次報告書」

（平成 22 年 6 月 15 日、規制・制度改革分科会）

資料：「医薬品適正使用のための学術情報提供に係る規制方策に関する研究」

総括報告書（平成 21 年度厚生労働科学研究：主任研究者 望月真弓教授）

I. はじめに

「適切で質の高い適応外使用に係る学術情報提供の指針」作成にあたって

医薬品は、薬事法上、承認された適応症の範囲内で使用されることが期待されるが、個々の診療における実状としては適応外使用が少なくない。その使用理由や臨床上の必要性、有効性と安全性に関するエビデンスの多寡は、海外における使用状況等によりエビデンスが多いものから、日本国内でのみ販売されておりエビデンスの少ないものまで様々であり、そのエビデンスの水準も多様である。

このような状況下で適応外使用を行うに際しては、不適切な適応外使用が薬害を引き起こした教訓を踏まえ、エビデンスに基づき、真に患者の利益が確保され、かつ患者保護の立場から安全性が確保される範囲においてのみ、適応外使用がなされるべきである。このような観点から医療の緊急性に則し、学会、行政の取組み強化に呼応して、医薬品情報の提供側である企業が行う医療用医薬品の情報提供のうち適応症に基づく適正使用情報に加えて、適応外使用情報についても、予防原則に立脚した適切で質の高い適応外使用に係る学術情報提供体制の整備と取組み強化が求められている。

医薬品情報提供の基本は、承認された適応（効能効果、用法用量）、および使用上の注意の範囲における適正使用情報の提供である。これに対し適応外使用情報は、適正使用に資する有効性、安全性情報ともに未評価であり、特に安全性情報は、不十分かつ限定的となるため、不確実なリスク等に対する予防原則に立脚した視点を欠く情報提供となり、国民の安心安全を阻害し健康被害を引き起こす要因となる可能性が常に存在する。実際に、肝炎検証・検討委員会より、製薬企業が情報提供等を装って医薬品の適応外使用の実質的な宣伝行為を行っていることや、医薬品の効能効果について過度な期待を抱かせる広告・宣伝や患者会への情報提供等を実施している事例の指摘がなされ、その結果として医薬品の適正使用を阻害し、不適切な医薬品の使用が助長されて被害拡大につながってしまうとの強い懸念が示され、行政に対しては、製薬企業の営利目的による不適切な情報提供や広告を指導監督すること、製薬企業等に対しては自律的規制の強化に加え、質の高い医療情報提供者（MR）育成等も指導すべきとの提言が示されている。

このような背景から、薬事法第68条（医療関係者）、適正広告基準（医療関係者および一般人）により、企業から提供される学術情報、広告に対しては適切に規制される必要があり、適応外使用に係る情報提供のあり方を考えるにあたっては、適応外使用情報の提供行為、提供方法、そして提供資料の内容と質に関する課題およびそれらの適法性の面から整理をする必要がある。以上のような背景から、今回、薬食監麻発第1008第4号通知により、日本製薬団体連合会に対してご指示頂いた以下の3課題{(1)～(3)}

への対応には、上記背景を十分に考慮した回答が求められている。

- (1) 適応外使用を誘引する製薬企業の営利目的による不適切な情報提供や広告に対して規制強化策の策定と自律的規制の職業倫理観の育成を求める

(「薬害再発防止のための医薬品行政等の見直しについて（最終提言：平成 22 年 4 月 28 日）指摘事項）

- (2) 「製薬企業から医療機関に適応外使用情報を提供する際の骨子」を反映した提供資料のエビデンスの質を求め、また提供する際の指針の整理を求める

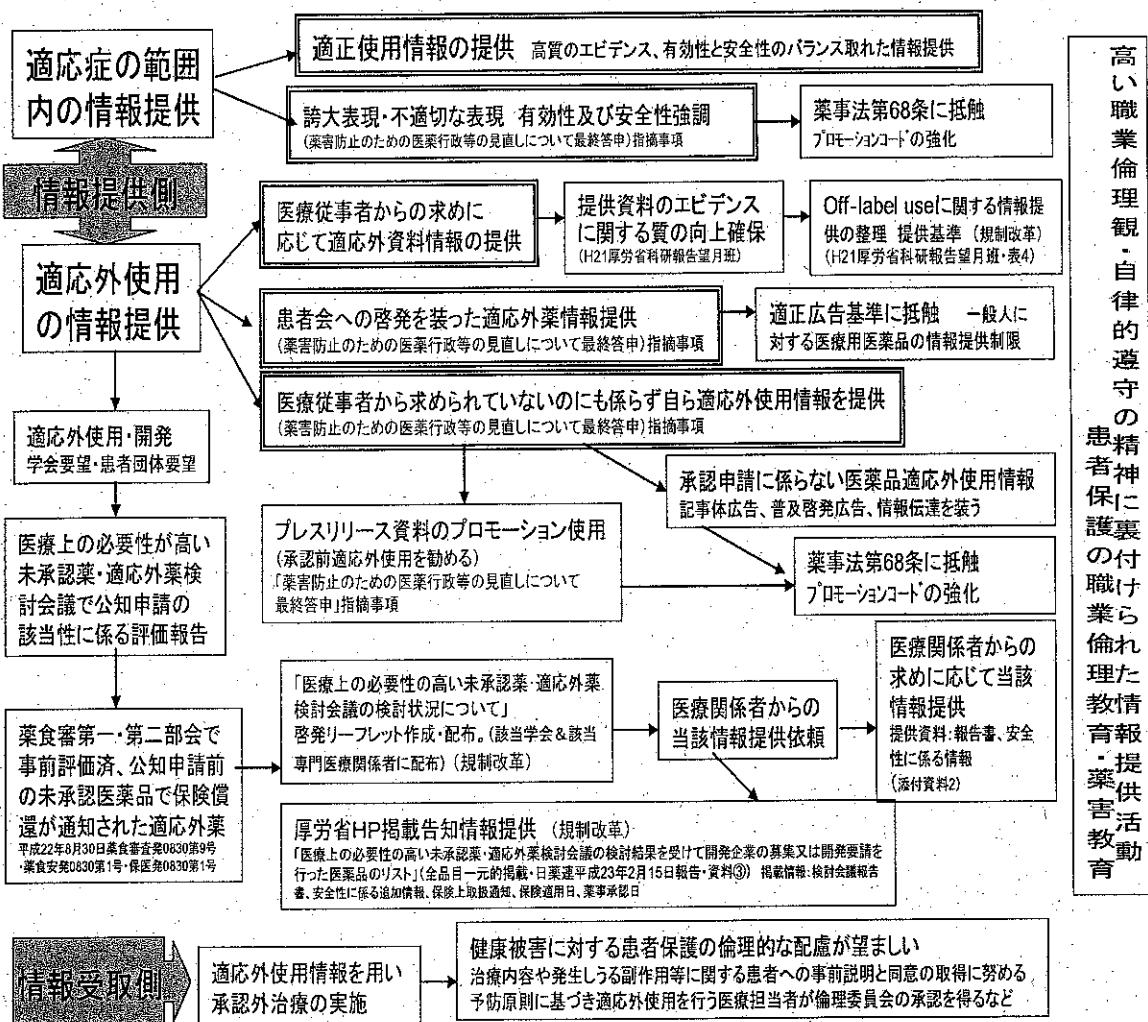
(平成 21 年度厚労科研費補助事業「医薬品適正使用のための学術情報に係る規制方策に関する研究」提言)

- (3) 未承認の医薬品等に関する情報提供の適正な在り方の結論を得る

(内閣府行政刷新会議 規制・制度改革に係る対処方針（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）

日本製薬団体連合会は、これらの課題について企業が行う医薬品の情報提供に係る全体像を俯瞰する中で整理し、(1) に対しては、ご指摘の不適切事例に対する薬事法 68 条を踏まえた各団体の自主規範を中心に規制強化策を検討する。(2) に対しては、各団体加盟企業の現状を踏まえて、情報提供の可否を整理する。(3) に関しては、医療上の必要性が認められた適応外薬で保険償還が通知された未承認期間の情報提供のあり方について検討し企業が取りうる対応策を提案し、適切で質の高い適応外使用情報提供を行う際の基本的考え方として示すこととした。

医薬品の適応外使用に係る情報提供の基本的考え方(全体像)



II. 医薬品の適応外使用に係る情報提供の基本的考え方

1) 加盟団体企業は、不適切なプロモーションに起因する医薬品による重大な被害拡大を再び起こさないと決意し、高い倫理観をもち日々自己規律を遵守した行動を行うことを宣誓する。

① 科学的で適切かつ高質な適正使用情報の提供を一層強化できる自律的風土の醸成
過去の薬害の教訓を学び、適応外使用情報の不適切なプロモーションを行う風土と体質を是正すべく、加盟団体各社にあってはトップから情報提供担当者ひとりひとりに至るまで、医療に携わる一員として、常に患者保護を最優先する高い企業倫理観を育成する教育研修を一層推進し、日々自己規律によりこれを遵守することで、不確実なリスク等に対する予防原則に立脚した情報提供に徹し、国民の安心安全を促進する適正な医薬品情報提供に貢献することを決意する。 (薬害再発防止のための医薬品行政等の見直しについて最終提言第2 (8) 製薬企業に求められる基本的精神等)

② 適応外使用情報提供に当って、医薬情報担当者が、具有すべき基本的精神

情報提供に関わる者は、企業組織にあっても構成員にあっても、営利目的で適応外使用情報を提供しないという、強い自己規律と高い倫理観を養うことが従来にも増して必要である。

とりわけ、医療現場で情報提供活動を行う医薬情報担当者は、情報提供に携わる者の本来の使命は国民の生命と健康を守ることであり、命の尊さを心に刻み、高い倫理観を持って、医薬品の安全性と有効性の確保に全力を尽くし、医療関係者から求めのない適応外使用情報の提供活動は決してしないと自律的に守り、また守らせるという精神を涵養する必要があり、営業最優先がもたらすMRの不適切な宣伝行動の撲滅を目指す教育指導を継続的に実施していく必要がある。

日本製薬団体連合会の加盟団体にあっては、過去の薬害の教訓を学び適応外使用情報の不適切なプロモーションを行う風土と体質を是正すべく、医療に携わる一員として、常に患者保護を最優先する高い企業倫理観を育成する教育研修をプログラム化し徹底するよう加盟企業に要請する。

③ 日本製薬団体連合会の要請に対する加盟団体の具体的取組み

自律的規制の精神の醸成のために、日本製薬工業協会は率先して「製薬協企業行動憲章」「製薬協コンプライアンス・プログラム・ガイドライン」を改定強化し、倫理研修に過去の薬害を教訓とした患者保護の職業倫理観を育成する企業倫理教育の徹底を図ることとした。加えて、コンプライアンス遵守の徹底を図り、製薬産業に対する社会的信頼をより向上させることを目的として、「コンプライアンス委員会」を設置し、

監視・啓発、教育活動を継続的に実施する教育研修時間を確保するよう検討を開始した。昨年度より隨時実行に移されている。

2) 医薬品の情報提供に関する整理

(1) 適応症の範囲内の情報提供の考え方、経緯と現状

薬事法 68 条および関連政省令に基づき、製造販売承認で取得した効能・効果、用法・用量の範囲内で、使用上の注意に十分留意し、安全確保の適正使用情報の提供が求められる。MR が自ら行うプロモーション活動の基本であり、提供される情報は、十分に科学的な高質のエビデンス、有効性と安全性のバランスの取れた情報提供が求められる。従って、過大な有効性の強調、他社製品との安全性に係る優劣比較などの安全性の強調に見られる誹謗・中傷、科学的根拠に乏しい虚偽記載などの誇大表現・不適切な表現があつてはならない。また、承認外プロモーションは厳しくこれを戒めている。詳細は各団体制定の「医療用医薬品プロモーションコード」に記載されている。

しかし、過去には行政当局から違反事例が指摘されたこともあり、日本製薬工業協会では、1989年に医療用医薬品製品情報概要審査会が設置され、医療用医薬品に関する情報伝達の適正化を図り、医薬企業（会員企業）の医療用医薬品製品情報概要記載要領・広告などの妥当性の自主審査を実施してきたところである。会員企業による相互監視（苦情申し立て）また医療機関（東京都病院薬剤会ほか）による指摘に対する対応も行い、医療用医薬品製品情報概要記載要領・広告作成要領の改訂さらにプロモーションコード委員会によるコード改訂等の自主規制の強化も数度にわたり行われてきた。これにより、この20年間で重大な違反事例は激減しほんど見なくなった。一方では、MRが独自に作成した資料を使用した違反事例は、潜在的に続いていることが認識されており、全国で毎年11月に一斉に不適切プロモーションの撲滅キャンペーンが実施されている。

（日本製薬工業協会2011年3月10日資料・製薬協これまでの取組み）

(2) 適応外使用の情報提供

各団体が制定するプロモーションコードには、適応外情報の提供を求めがないのに自ら行つてはならないことを明示し、会員企業に注意喚起している。その情報は求めによつてのみ提供するものとされている。本来は例外的な事項であり、定型的に分類されるべきものではないが、今回の検討では、それぞれの特性と課題と確認し、位置づけを明らかにするため、適応外使用情報の提供に関して分類を試み、A) B) C) で示した。

A) 医療関係者に対する提供

- 医療関係者の求めに応じて当該情報の提供
- 医療関係者の求めがないのにも係らず自ら当該情報の提供

B) 一般人に対する提供

患者会など、一般人に対する医療用医薬品情報の提供は適正広告基準により禁止されており、適応外情報提供は論外といえるが、実態としては拡大が指摘される。

C) 「薬食審事前評価済み公知申請前、保険適用済」に該当の適応外薬、今回、新たに発生したいわゆる未承認期間中の適応外薬に対する情報提供のあり方が求められている。

A) B) の各項目については下記①～③に詳述し、3)において、(1) その具体的対応策と、(2) 各団体の取組みとして詳述した。

また、C) については、5) に別項目を起こして詳述した。

① 医療関係者からの求めに応じて適応外使用情報を提供

医療関係者からの求めに応じて行う適応外使用情報の提供は、最もポピュラーな適応外情報の提供方法である。ドラッグラグの問題があり、患者に最適の治療を選択したいという医師の思いや、患者からそれら医薬品適応にアクセスしたいという強い要望から、主として海外での使用情報を求めるものが多い。

しかし、未承認効能や適応外使用を行う薬剤によっては、十分な有効性情報や安全性情報がなく、しばしば、有効性を上回るリスクの予想される治療も指摘されている。加えて質の低いエビデンスしかない薬剤もあるなど、限られた資料では予見できない重篤な有害事象が生じる可能性もあることから、予防原則に従った安全で適切な医療の機会を確保することを目的として、提供資料はエビデンスの質に対する客観的科学的評価を受けた公表論文に限り提供されるべきである。

しかるに、求めに応じて提供される情報物は、MRがキーワード検索して打ち出された論文類の丸投げ提供や、総説や商業誌の未評価論文なども多く見受けられ、とてもあらかじめ企業が社内整備し予防原則に従った安全配慮された情報提供とはいえないような情報提供しかされない企業も多数存在する。

このような現状を踏まえて、企業より提供される資料のエビデンスレベルの評価に関しては、社内の自主的基準又は手順を設け、対象論文の社内整備が進められる必要がある。(関連詳述は、4) を参照)

また、適応外使用においては、安全性確保を最優先する情報提供が重要との認識をもたねばならないと指摘されており、情報提供の際に該当医薬品の安全性情報として、副作用個別報告とその集積情報および全体像を示すことが必要である。

(参照：医薬品適正使用のための学術情報提供に係る規制方策に関する研究」総括報告書、平成21年度厚生労働科学研究：主任研究者望月真弓教授)

② 医療関係者から求められていないのにも係らず自ら適応外使用情報を提供

プレスリリース情報は、企業のIR活動の一環として情報公開されるべきものの限りとして株主に対して告知している。プロモーションコードにおいて、「法律、規則に基づき医薬情報を株主等に開示する場合」は、コードの適用外事項としている。しかし、既発売品の開発テーマ情報、承認取得予定情報など適応外使用情報のプレスリリースは、営業拡大につながることから、場合によっては開発品情報などのプレスリリース自体がプロモーション（承認前適応外使用を勧める）に当たるとの指摘もあり、一層の規制強化を図る必要があり、同時に営業目的で使用しないという自制心を育成する必要もある。

また、企業公式ホームページに掲示されたプレスリリース文書には、あたかもプロモーションと受け取られる表現が含まれるものも散見される。当該企業においては、IR使用医薬品情報内容に関して、自社プロモーション規制責任部署または薬事規制責任部署の内容の事前審査を受けることが望ましい。

承認申請に係らない医薬品適応外使用情報の中には、特殊治療や薬理作用に基づいて医師が行う適応外使用を、記事体広告、普及啓発広告、自社講演会における内容などの媒体を用いて、情報伝達を装うものがあるとの指摘がある。

これらに対して、製薬協では、プロモーションコードの遵守を違反した企業に対して注意勧告と改善指導を行うのみならず、コード遵守を求める通知の発出など、再三、再発防止に向けて注意喚起しており、なお一層のきめ細かい遵守指導が必要である。（日本製薬工業協会2011年3月10日資料・製薬協これまでの取組み⑧⑨）（「薬害防止のための医薬行政等の見直しについて最終答申」指摘事項）

③ 一般人に対する啓発を装った適応外薬情報提供

最近、米国におけると同様に、TVや新聞一般紙に病態の啓発広告が盛んになっている。該当疾患に心当たりがあれば、医療機関の診察を受け、スポンサー企業名を述べることで、その広告企業の対象医薬品の選択を促す仕組みであるが、患者会での啓発集会では、疾患啓発に伴って、診断と治療と称して、メーカーが医療用医薬品の宣伝広告に類する行為を行っていることが指摘されている。今日的な新たな課題である。

一般人に直接行う医療用医薬品関連の情報提供は、特定疾患用の医薬品の広告制限を定めた薬事法第67条及び適正広告基準（医療用医薬品等の広告の制限）で規制されているが、特定商品名が示されていなくても、これらを販売活動のなかで特定商品に結び付けて利用している場合には、規制対象になると解釈され、口頭での説明であっても規制の対象となる。加えて一般人に対する適応外使用の情報提供は論外である。しかし、医療関係者に対するプロモーションコードのような自主規制コー

ドがないため、企業内のプロモーション監視の網の目から漏れているとの指摘があり、改めて注意喚起する必要があるとともに、社内監視責任部署の明確化と実施が求められるが、実態を明らかにすべく調査を行う必要がある。

(薬害防止のための医薬行政等の見直しについて最終答申) 指摘事項)

3) 医薬品の適応外使用の実質的な宣伝行為として指摘された不適切なプロモーションに対する具体的対応策について（薬害再発防止医薬品行政等の見直し検討会への回答）

(薬害再発防止のための医薬品行政等の見直しについて最終提言 第4、4、⑤)

(1) 日本製薬団体連合会による関係団体への要請事項

前項2)、(2) 適応外使用の情報提供で整理した項目①②③に従って、不適切なプロモーションに対して、日本製薬団体連合会は加盟団体に対し、対応策を逐次検討する過程を通じて、以下に列記する具体的対応策の策定を要請する。

① プレスリリースを利用した宣伝行為

プレスリリースによる医薬品臨床開発関連情報等の公開は、企業のIR活動の一環として重要である。しかし、プレスリリース記事を利益誘導的な実質的宣伝行為のための資材(広告宣伝媒体)として利用することは、告知記事の目的外使用であり、プロモーションコードを遵守した自律的行動規制を強く求め、加盟団体に使用目的のさらなる明確化と徹底がはかられるようプロモーションコードの運用強化・追記、教育・指導強化を要請する。

② 医師等の対談記事の配布、普及啓発広告、学術情報の伝達を装った適応外使用の実質的な宣伝行為等の問題行為

日本製薬工業協会は、問題指摘を厳粛に受止め、「医療用医薬品プロモーションコード」の問題の本質に迫る厳しい改定を数次にわたり行ってきた。特にメーカーが提供する記事体広告は記載内容も含めてすべて当該企業の責任で行う広告であることを明確にし、加盟企業には一層の自律的な規制強化を強く要請してきたところであり、これにより重大な違反事例は激減したが、日常の医療現場における不適切な広告宣伝行為は後を絶たないと指摘がある。日本製薬工業協会だけではなく、日本製薬団体連合会の加盟団体においても同様に、今後も一層の規制強化をはかるべく会員企業に対して注意喚起するとともに教育指導を強化するよう要請する。(添付資料：製薬協資料2.：製薬協の取り組み、参照)

③ 患者会への情報提供を含めた医薬品の適応外使用の実質的な宣伝行為

患者会を利用した医療用医薬品の情報提供行為が文書や口頭での説明を含め販売促進の目的で行われていることが指摘されている。これに対して、患者会のような一般人への医薬品情報提供については適正広告基準の遵守が求められるところであるが、各企業ともにプロモーションコードでは規制対象外であるため、点検指導が不十分であり見逃されてきたところがある。一般人のなかでも患者会等への不適切な情報提供は、重大な健康被害発生の引き金になる可能性もあることから、予防原則には十分配慮して、かつ患者の適切な医療へのアクセス機会を妨げないことに留意した適切な情報提供がなされる必要がある。以上を踏まえて有効性および安全性に関する当該適応外使用情報は、医療関係者を経て一般人に情報提供されることに十分留意した情報提供活動が実現するよう、加盟団体に社内規制責任部署の明確化と当部署による監視指導の強化を図るべく早急に自主規制体制の点検整備を要請する。

(2) 日本製薬団体連合会の要請を受けて、各団体より示された取組みの具体的対応策

当プロジェクトの検討推進過程において、適応外使用に対する医薬情報担当者への教育研修の推進、患者保護を最優先する高い企業倫理観を育成する教育研修の徹底と情報提供活動を行うよう加盟団体に隨時要請してきたのに対して、他の団体に率先して日本製薬工業協会や日本ジェネリック製薬協会、日本血液製剤協会から下記のような取り組み計画が、逐次示されてきつつある。

① 日本製薬工業協会の取組み

- 「製薬協企業行動憲章」「製薬協コンプライアンス・プログラム・ガイドライン」を改定するとともに、会員会社に対し企業倫理のさらなる醸成、強化のための教育研修を実施する。会員会社のコンプライアンス遵守の徹底を図り、製薬産業に対する社会的信頼をより向上させることを目的として、コンプライアンス委員会を設置し、監視・啓発、教育活動を継続的に実施し、自律的遵守の精神を養うものとする。 { 1) ③再掲 }

○不適切な宣伝行為に対する対応要請に関して

2011年9月のプロモーションコード実務担当者会議の場で会員会社のプロモーションコード管理責任者、プロモーションコード実務責任者に対し、次のことを徹底することとしている。

- ・薬事法第66, 67, 68条および関連する適正広告基準の遵守およびコードの遵守の徹底（記事体広告や症例報告のあり方の徹底）
- ・会員各社での倫理教育の強化

- ・プレスリリース等のIR情報資料を用いて広告宣伝活動をしないこと
- ・患者会への広告宣伝行為をしないこと

○プロモーションコードの運用強化・指導強化に対して

11月の「コード理解促進月間」にコードの運用強化を図る。今年度は、さらに会員会社 MR 全員に対する倫理教育研修として、コードに関する（未承認薬、適応拡大前のプロモーション禁止等の Q&A が盛り込まれた）リーフレットを説明用に携帯させるとともに、医療機関に対してもパンフレットを配布し、啓発を図ることが決定している。

② 日本ジェネリック製薬協会の取組み

平成 22 年 12 月 21 日に「GE 薬協企業行動憲章」および「GE 薬協コンプライアンス・プログラム・ガイドライン 2010」を制定した。また、平成 23 年 6 月 22 日に「GE 薬協行動基準モデル」を制定し、会員企業に対してこれらの周知、更なる企業倫理体制の整備・強化をめざし、平成 23 年 7 月 26 日にコンプライアンス研修会を開催し周知徹底を図った。

③ 日本血液製剤協会の取組み

現在、対応が必要な事案が発生した場合には血協理事会および企業倫理委員会において審議する体制を取っている。

2011 年 4 月に、新たに血協企業倫理綱領を策定して、会員企業の遵守事項を定め徹底を図ることとなった。さらに、血協として独自の「医療用医薬品プロモーションコード」制定することが決定した。

2011 年 9 月に、「プロモーションコードおよびその解説」が制定・実施予定で、これに伴う会員企業の教育研修が開始される予定である。

今年度下期に当コードの会員企業への周知を図っていくと共に、新たに苦情申立ての手続きを定め、血協としても会員相互の監視の仕組みを運用・強化していく。

④ 日本ワクチン産業協会（旧細菌製剤協会）の取組み

1999 年「ワクチン類プロモーションコード」を制定

これにより製薬協非加盟の細菌製剤協会員も、適正使用確保に向けて公正なプロモーション活動を行うことが求められることとなった。その後、3 回改定

2008 年、「ワクチン類プロモーションコード」の改定を実施し自主規制の強化をはかった。

2011 年 9 月 1 日より、日本ワクチン産業協会となるのに伴い、規制を整備し強化していく。

⑤ 日本漢方生薬製剤協会

1994年 医療用製剤プロモーションコード制定

2007年 改定第4版

2007年改定第4版においては、「製薬企業における企業倫理」「広告規制」「適応症、しづり記載」を追記し、会員企業の規制遵守を強化しつつ今日にいたる。

現在引き続き、会員会社へプロモーションコードの周知徹底を依頼するとともに、教育研修部門に倫理に関する継続教育を依頼する。

4) 製薬企業が医療機関に適応外使用情報を提供する学術資料に関する考え方

(平成21年度厚労科研費補助事業「医薬品適正使用のための学術情報に係る規制方策に関する研究」望月班提言)

「製薬企業から医療機関に適応外使用情報を提供する際の骨子」を反映した提供資料の

エビデンスの質を求め、また提供する際の指針の整理を求める に対する回答

未承認の医薬品等に関する情報提供の適正な在り方の結論を得る への回答

(内閣府行政刷新会議 規制・制度改革に係る対処方針(平成22年6月18日閣議決定))

医療関係者からの求めに応じて企業が提供する適応外使用情報の質を確保し、かつ安全性情報資料提供重視の方策は、予防原則に即した国民の安心安全を重視した適応外使用情報の提供の際にはきわめて重要である。

(1) 製薬企業が行う適応外使用情報の提供は、医療関係者からの求めに応じて行う情報提供に制限されている

当該資料は日本国における未承認未評価資料として、有効性、安全性のいずれにおいても適正使用の根幹である承認審査に必要な評価を受けていない資料である。しかも、提供資料が、社内報告書のような未評価未公表の資料や、査読評価者のない商業医学誌への掲載の原著論文や総説、または有効性中心の1例から数例の症例報告など、科学的にも査読評価を受けていない資料が学術資料として提供されることも多い。

このような限られた資料では予見できない重篤な有害事象が生じる可能性がある。予防原則に従った安全で適切な医療の機会を確保することを目的として、提供資料はエビデンスの質に対する客観的科学的評価を受けた公表論文であり、かつエビデンスレベルの確認を行い提供対象資料の学術的な整備をしておくことが要請される。具体的には、日本製薬団体連合会としては、加盟団体に対して、傘下企業が、提供資料のエビデンスレベルの評価に関する社内の自主的基準又は手順を設け、対象論文の社内評価と整備を進めるよう要請する。

また、副作用等の安全性情報は、製薬企業の責任のある信頼性保証専門部門が行う、上記論文中の副作用等の安全性情報の分析評価結果、副作用の個別症例報告とそれらの集積資料、および安全性の全体像を示す資料を提供資料とする。（資料：「製薬企業から医療機関に適応外使用情報を提供する際の骨子」、平成21年度厚生労働科学研究：主任研究者望月真弓教授）（FDA「米国での適応外使用の現状ならびに情報提供に関する FDA の製薬産業へのガイダンス」）提供論文指針：20ページ／FDA「Good Reprint Practice」

(2) 望月研究班提案の Off-label use に関する情報を、製薬企業から医療機関に提供する際の指針（案）における提供可能性については、以下のような考え方を示す

- ① 適応外情報の提供に当っては、海外で承認済効能の場合、日本の承認と異なる適応症や異なる剤形・用量、また対象が Off-label に当る小児、妊婦、高齢者、臓器障害等における情報であっても、エビデンスの質に対する客観的科学的評価を受けた公表論文であれば、有効性、安全性ともに、医療関係者からの求めに応じて提供できる。
安全性情報は適応外使用時の副作用のみならず、該当医薬品全体の安全性を説明することが重要であり、公表論文のみならず、企業集積した個別副作用症例およびその集計結果も提供できる。
- ② 個人輸入製品は、外国での流通が不明であり、自社製品と称してもニセ薬であったなどが報告されており確認が取れないことから、製薬企業としては、医療関係者からの求めがあったとしても、個人輸入製品の薬効や安全性を裏付ける資料として、自社製品情報を情報提供することはできない。個人輸入製品では、輸入依頼者が輸入元業者から製品情報を添付して購入するよう勧奨する必要がある。
- ③ 海外での治験中薬剤では、当該国での開発・審査中に係らず、当該国規制当局の方針で、国外への情報提供は出来ないものもある。ただし、重大な副作用発生時には、当該国規制当局との十分な交渉を踏まえて、わが国服用患者に対する安全対策上の措置に関する当局指示として、当該医薬品使用の全医療機関に告知することになっている。
- ④ 他社品の適応外使用情報は、どの種類であっても、当該製品を製造販売する企業が責任をもって提供するべきであり、当事者でない企業が他社品情報を提供することは、その薬剤の安全性に係る詳細情報や全体像を示せないことから不適切である。